



厚生労働省福島労働局発表
平成26年8月8日

担
当

福島労働局労働基準部賃金室
賃金室長 近藤正道
賃金指導官 木戸孝良
電話 024-536-4604

福島県最低賃金を14円引上げ、689円（時間額）に

～福島地方最低賃金審議会、福島労働局長に答申～

- 1 福島地方最低賃金審議会（会長 箱木禮子）は、福島県最低賃金について689円（現行の時間額675円を14円（2.1%）引上げ）を同審議会の意見とすることを決定し、本日、福島労働局長（局長 引地睦夫）に答申しました。
- 2 この答申を受け、福島労働局長は、決定・公示などの手続を経て、福島県最低賃金を改正します。
なお、新たな最低賃金の発効日は、最も早い場合で「平成26年10月4日」となります。

（審議経過）

平成26年7月3日に、福島労働局長が福島地方最低賃金審議会に対して改正決定に係る諮問を行いました。

同審議会は、諮問を受けて、専門部会（別紙参考1「表1」参照）を設置し、平成26年7月17日以降、4回にわたり専門部会を開催し、中央最低賃金審議会から示された平成26年度地域別最低賃金額改定の日安（福島県はDランク13円）を参考に、現行の最低賃金に係る実態調査結果、経済状況等の各種統計及び参考人の意見などを基に審議を重ねた結果、本日の答申に至りました。

（最低賃金について）

最低賃金には、

- ・常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、県内全ての労働者に適用される「福島県最低賃金」
- ・県内の特定産業に従事する労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」

の2種類があります。

今回の答申は、前者の福島県最低賃金についてのものです。

(参考1)

表1 福島県最低賃金審議会委員 (○は専門部会委員)

	(会長 箱木 禮子)		(五十音順)
	氏 名	現	職
公益を代表する委員	○貴田岡 信 ○鈴木 和郎 ○箱木 禮子 藤野 美都子 槇 裕康	福島大学経済経営学類准教授 公認会計士 福島大学名誉教授 福島県立医科大学医学部教授 弁護士	
労働者を代表する委員	稲月 美弥子 ○遠藤 徳雄 ○大竹 初夫 ○加藤 光一 萩原 善徳	ライフフーズ労働組合副書記長 連合福島組織対策部次長 JAM南東北書記長 東北電力労働組合本部特別執行委員 自動車総連福島地方協議会副議長	
使用者を代表する委員	○阿久津 文作 石井 浩 ○佐藤 卓也 渋谷 順子 ○鈴木 義仁	福島県商工会連合会専務理事 福島県商工会議所連合会常任幹事 福島県経営者協会連合会理事 渋谷レックス株式会社 代表取締役 福島県中小企業団体中央会副会長兼専務理事	

表2 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発効日
平成 21	644	3	0.5	平成 21.10.18
22	657	13	2.0	22.10.24
23	658	1	0.2	23.11.2
24	664	6	0.9	24.10.1
25	675	11	1.7	25.10.6
26	689	14	2.1	

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

地方最低賃金審議会

【目安審議】

【地域別最低賃金審議】

